

(名称)

第1条 この会(以下「本会」という)は、日本リハビリテーション(以下「リハ」という)医学会近畿地方会という。

(目的)

第2条 本会は、近畿地方におけるリハ医学の普及と発展、公益社団法人日本リハ医学会会員相互の学術等の交流を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条 本会は、公益社団法人日本リハ医学会会員(以下「会員」という)をもって構成するものとする。

- 2 構成員は、原則として、郵送先の所在する府県が滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫である会員とする。
- 3 本会に賛助会員を置く。詳細については施行細則に定める。

(事業)

第4条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の学術交流
 - (2) 生涯教育研修会の計画・実施
 - (3) リハ啓発活動の実施
 - (4) その他地方会の目的を達成するための事業
- 2 前項の事業を行うに当たり、公益社団法人日本リハ医学会との連携を図るものとする。

(役員)

第5条 本会運営のため幹事並びに監事を置く。

- (1) 幹事の定数は、若干名とする。
 - (2) 幹事は総会で選出する。
 - (3) 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - (4) 幹事は互選で代表幹事を定める。
 - (5) 代表幹事は本会運営の責任を負う。
 - (6) 代表幹事の任期は、連続して3期までとする。
 - (7) 代表幹事は副代表幹事若干名を指名し、その職務を補佐させる。
 - (8) 監事は2名とする。
 - (9) 監事は総会で選出する。
 - (10) 監事は本会の業務執行及び財産の状況を監査する。
 - (11) 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - (12) 幹事・監事は代表幹事に協力して、この会を運営する責務を負う。詳細については施行細則に定める。
- 2 前項の役員は任期満了後であっても、後任者の決定、就任までの間その職務に留まるものとする。また、欠員補充の場合の任期は残任期間とする。

(幹事会)

第6条 幹事会は幹事で構成し、年1回以上開催するものとする。

- 2 幹事会は代表幹事が招集し、その議長となる。
- 3 議事は出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会)

第7条 総会は、代表幹事が年1回定例にこれを招集し、議長を務め、会務の承認を得るものとする。

- 2 臨時総会は、幹事会の議決に基づき開催する。
- 3 議事は出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(会計)

第8条 本会の経費は、日本リハ医学会からの地方会事務局運営費補助金、その他の収入をもってあてる。

- 2 本会は、地方会事務局運営費補助金の執行につき、事業内容ならびに会計報告を日本リハ医学会に行う。
- 3 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(地方会の事務)

第9条 本会は、事務局を施行細則の定める場所に置く。

(会則の改正)

第10条 この会則の改正にあたっては、幹事会および総会の議決を経なければならない。

(補則)

第11条 会則運用上の必要に応じて幹事会は施行細則を定める。

(附則)

第12条 この会則は、平成9年1月25日から施行する。

- 2 この会則の改正は、平成30年10月6日から施行する。

1.【会計】

地方会会計は次の経費から成る。

(1) 地方会運営経費

- 1) 公益社団法人日本リハ医学会地方会組織事務局運営費補助金
- 2) 地方会事業経費のうちの地方会事業運営費

(2) 地方会事業経費

地方会事業直接費(学術集会、教育講演会、会誌、会合共催等の運用に係る地方会事業固有の直接的費用)

(3) 地方会予備費

地方会事業経費等の備蓄分で、年度会計の過不足調整あるいは特別出費に充てるもの

2.【構成員以外の事業参加】

- (1) 構成員以外の者が、地方会が行う事業に参加を希望する場合、その事業の責任者あるいは代表幹事の許可を得て参加することができる。ただし、他地区所属リハ医学会会員が学術集会及び生涯教育研修会に参加することに制限はない。
- (2) 構成員以外の者が、地方会が行う事業の企画運営に参加を希望する場合、幹事会の議を経なければならない。

3.【幹事・監事候補者】

- (1) 近畿地方会構成員かつ本会の目的実現に寄与できる者で、その時の幹事あるいは監事2名の推薦を受けた者とする。
- (2) 被推薦者については幹事会の議を経て、総会での選出に付す。
- (3) 欠員補充を必要とする場合は、前項(1)、(2)の手順によって行う。

4.【幹事・監事の責務】

- (1) 近畿地方会幹事会への出席
- (2) 近畿地方会総会への出席
- (3) 近畿地方会学術集会への参加
- (4) 近畿地方会生涯教育研修会への参加
- (5) 近畿地方会各委員会への出席および活動
- (6) 上記の責務を果たせない場合は、応分を負担する。なお、負担の詳細は、代表幹事が別途定める。

5.【会議の成立】

- (1) 総会は、出席者をもって成立し、欠席者は議決を議長に委任したものと見なす。
- (2) 幹事会は委任状の提出を含め過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

6.【委員会】

- (1) 日本リハビリテーション医学会近畿地方会に次の各種委員会を置く。

1) 学術・編集委員会

日本リハビリテーション医学会近畿地方会学術誌の発行および近畿地方会の学術研究のための企画、運営を進める。

2) 教育委員会

公益社団法人日本リハビリテーション医学会認定臨床医並びに専門医のための教育講演会(生涯教育研修会)のほか、リハビリテーション医学・医療に関わる医師としての見識向上・啓発のための企画、運営を進める。

3) 広報委員会

ニューズレターの発行、ホームページへの掲載等を通じて日本リハビリテーション医学会近畿地方会活動の広報を行う。

4) 財務・渉外委員会

日本リハビリテーション医学会近畿地方会の財務状況を把握し、財政の健全化を計る。

5) 総務委員会

日本リハビリテーション医学会近畿地方会の総務に関する活動を行い、他の委員会とも連携してその運営が円滑に遂行されるよう調整する。

- (2) 各種委員会は幹事会において選任する。その任期は2年とし、再選を妨げない。また、各種委員会委員長は、委員会委員の互選とする。

7.【業務執行幹事会】

- (1) 日本リハビリテーション医学会近畿地方会では、業務の遂行を円滑に行うことを目的に、業務執行幹事会を年に1回以上開催するものとする。
- (2) 業務執行幹事会は、代表幹事、副代表幹事、各委員会委員長で構成する。

8.【地方会の事業】

(1) 学術集会の開催

- 1) 原則として、年2回開催する。
- 2) 開催回ごとの担当者1名を幹事会において選任する。

(2) 近畿地方会教育講演会の開催

- 1) 原則として年3回開催する。
- 2) 開催会ごとの担当幹事1名を幹事会において選任する。

3) 公益社団法人日本リハビリテーション医学会の「地方会組織における生涯教育研修会の実施に関する申し合わせ」に則って実施する。

(3) 生涯教育研修会の企画・運用

1) 代表幹事は教育委員会委員長を生涯教育研修委員に任命する。

2) (1)において生涯教育研修会を同時開催する場合、(2)の会合を生涯教育研修会とする場合、(1)および(2)の会合の担当者は、生涯教育研修委員を通して企画し、代表幹事を通して運営する。

(4) 広報

1) 広報委員若干名を選任し、メディアの効率的運用と公正な情報の伝達を図る。

(5) 学術誌「リハビリテーション科診療」の発行

1) 編集委員若干名を選任する。

9.【講演会などの協賛、共催、後援について】

(1) 日本リハビリテーション医学会地方会連絡協議会の「地方会で行われる生涯教育研修会等における共催・協賛に関する申し合わせ」に則り、幹事会で定める団体と共催することや団体から協賛を受けることを認める。

(2) 協賛、共催の受諾は、地方会との利益相反に十分注意して学術集会担当幹事(会長)あるいは教育講演会担当幹事が決定し、代表幹事に報告する。代表幹事は、幹事会および総会で協賛、共催の内容について報告する。

(3) 企業等から後援を受ける場合は、代表幹事が副代表幹事と協議した上で決定し、幹事会および総会で後援の内容について報告する。

(4) 近畿地方会が他学会や研究会・関連団体などの後援を行う場合は、他学会や研究会・関連団体などからの後援申請に基づき代表幹事が副代表幹事と協議した上で後援の適否を決定し、幹事会および総会でその内容について報告する。

(5) その他、協賛、共催、後援に関する事項は幹事会で協議の上、決定する。

10.【近畿地方会賛助会員について】

(1) 近畿地方会賛助会員(以下、賛助会員)とは本会の主旨に賛同し入会した団体、あるいは個人とする。

(2) 賛助会員は本会の幹事、監事に就任することはできず、また、総会での議決権を持たない。

(3) 本会の賛助会員となるためには、別に定める入会申込届を提出し代表幹事の承認を受けなければならない。また、賛助会員の会員期間は年度単位(最長1年)とし、毎年度末に会員資格の更新を行う。ただし、会員資格の継続は妨げない。

(4) 賛助会員の入会費、年会費は別途定める。

(5) 賛助会員が年度途中で退会を希望する場合は、別に定める退会届を代表幹事に提出して任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。また、年度末に会員資格の更新が行われなければ自動退会となる。

(6) 賛助会員が本会則や本会の目的に反する事項を行ったと判断された場合、幹事会の議決により除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。

(7) 賛助会員は以下の特典を得ることができる。

1) 日本リハビリテーション医学会近畿地方会会員の名称を公序良俗に反しない範囲で使用することができる。

2) 近畿地方会学術集会および教育講演会へ会員として参加できる。なお、学術集会担当幹事(会長)が認めた場合は学術集会での発表も認める。

3) 近畿地方会学術集会プログラム、学術誌への優先的な広告掲載の機会を得ることができる。

4) その他、必要に応じて幹事会で定める事項を行うことができる。

(8) 本細則に定めのない賛助会員に関する事項は、幹事会で別途定める。

11.【付則】

(1) 本会事務局は代表幹事の指定したところにおく。

(2) 本施行細則の変更は、日本リハビリテーション医学会近畿地方会幹事会の議を経て行う。

(3) 本施行細則は平成18年7月22日より施行する。

(4) 本施行細則の改正は平成30年10月6日より施行する。

平成9年1月25日	制定	平成24年7月8日	改正	平成29年7月15日	改正
平成18年7月22日	改正	平成24年10月13日	改正	平成29年8月19日	改正
平成20年7月5日	改正	平成26年3月8日	改正	平成30年10月6日	改正
平成24年3月11日	改正	平成27年3月7日	改正		